

第61期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時

場所

大阪市平野区加美南一丁目1番32号
本社3階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

ご来場の株主様へのお土産の配布は、昨年に引き続き、
取りやめさせていただきます。

アイコム株式会社

証券コード：6820

icom

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 監査役1名選任の件	7
事業報告	8
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告書	37



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/6820/>



証券コード 6820
2025年6月6日

株 主 各 位

大阪市平野区加美鞍作一丁目6番19号
(本社事務所 大阪市平野区加美南一丁目1番32号)

アイコム株式会社

代表取締役社長 中 岡 洋 詞

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第61期定時株主総会招集ご通知」及び「第61期定時株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載しております。

- 当社ウェブサイト <https://www.icom.co.jp/ir/meeting/>



また、上記の当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しております。

- ネットで招集 <https://s.srdb.jp/6820/>



- 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、当社名（アイコム）又は証券コード（6820）をご入力・検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面により、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁から5頁に記載の方法により2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市平野区加美南一丁目1番32号
本社3階会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第61期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件
4. その他招集にあたっての決定事項
 - (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
 - (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - (3) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネット等による方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

議決権行使書用紙について

当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）について

以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、本招集ご通知 1 頁に記載の各ウェブサイトにのみ掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、監査役が監査した事業報告並びに監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類の他、上記①、②及び③の事項であります。

修正が生じた場合について

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

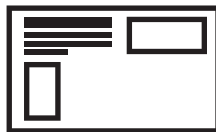


インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 株

××××年×月×日

1. _____

2. _____

見本

ログイン用QRコード

〇〇〇〇〇〇

➡こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> [賛] の欄に○印
- 反対する場合 >> [否] の欄に○印

第2号議案

- 賛成の場合 >> [賛] の欄に○印
- 反対する場合 >> [否] の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

Q Rコードを読み取る方法

スマートフォンでQ Rコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用Q Rコード」を読み取ってください。



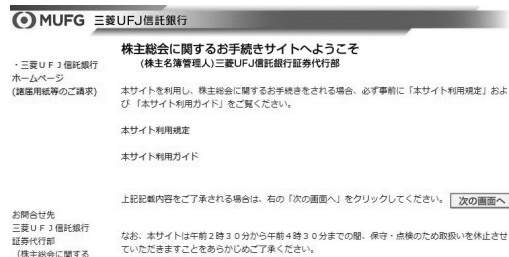
2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※Q Rコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

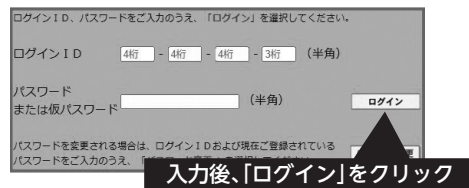
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。



2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

株主の皆様への利益還元につきましては、安定的な配当の継続を毎期の連結業績に応じて行うことが必要と考え、1株当たり年間配当額50円あるいは連結配当性向40%のいずれか高い方を下限とすることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、次のとおり1株当たり58円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき58円

総額 832,434,966円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当金は、1株につき83円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月26日

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 瀬戸隆幸氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

瀬戸 隆幸	再任	■ 生年月日	1962年5月14日生
		■ 所有する当社株式の数	2,100株
		■ 取締役会出席状況	100% (12/12回)
		■ 監査役会出席状況	100% (12/12回)

略歴及び当社における地位

1983年4月 当社入社
2001年4月 同 資材部 課長
2010年10月 同 香港駐在員事務所 首席代表
2012年2月 同 資材部 課長
2014年6月 同 生産管理部 課長
2019年4月 同 監査室長
2021年6月 同 常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

瀬戸隆幸氏は、長年にわたり資材部門及び生産管理部門の業務に携わるとともに、内部監査部門の責任者を務めるなど、当社グループの業務内容及び内部監査業務に関する幅広い知見を有しており、その豊富な経験と知見を活かし公平かつ客観的な立場から監査を遂行されることから、引き続き監査役として適任であると考えております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告（24頁）をご参照ください。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、“アイコムを100年企業へ”をスローガンに、利益を創出する企業基盤の強化を意識し、2026年3月期を最終年度とする「中期経営計画2026」をスタートさせており、その2年目を終了しました。

当連結会計年度の世界経済は、米国では懸念されたインフレの穏やかな減速とともに景気は底堅く推移しました。欧州では南欧諸国は総じて持ち直しの動きが見られましたが、北・西欧諸国は国ごとに状況が異なり、当社グループの主要市場の一つであるドイツでは製造業の不振から景気は停滞しました。

国内では、所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により、穏やかな回復基調で推移しましたが、米国の通商政策の動向や地政学リスクの高まりなどに加え、不安定な国際情勢等を背景とした原材料・エネルギー価格の高騰や急激な為替変動など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境の下、当社グループがターゲットとする無線通信機器市場において、陸上業務用無線通信機器では、従来型の無線機からIP無線機への置き換えによる需要の拡大が世界的に進む一方、電子部品等の原材料調達難の解消によって各社の製品供給能力が回復したことで、特に米州の在庫に一時的な余剰が発生し、民間市場向けの売り上げが低迷しました。海上用無線通信機器及び航空用無線通信機器では、経済の先行き不安が続き、レジャー需要の停滞に連動した船舶需要等の伸び悩みにより、無線機需要も低調に推移しました。アマチュア用無線通信機器では、当社グループの様々な取り組みや当期にリリースした60周年記念関連製品等の新製品効果が需要を拡大しました。

これらの結果、前期に続きIP無線機の需要拡大によるストックビジネスの伸長を図れたことや国内市場における各種入札案件の獲得、期初の想定に比べ為替相場が円安で推移したこともあり、売上高は、3期連続で過去最高を更新し、営業利益も9.0%増と増収増益となりました。

当連結会計年度における売上高は、374億6千8百万円（前年同期比0.9%増）となり、売上総利益は166億4千9百万円（前年同期比3.8%増）となりました。販売費及び一般管理費は、人件費の増加、円安の影響、広告宣伝活動の強化などにより、3億6百万円増加して129億2千7百万円となりましたが、増収により営業利益は37億2千1百万円（前年同期比9.0%増）、為替差損2億2千2百万円を計上したことにより経常利益は39億2百万円（前年同期比11.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は29億5千1百万円（前年同期比14.7%減）となりました。

また、当該期間に適用した米ドル及びユーロの平均為替レートはそれぞれ152.72円及び163.94円であり、前年同期に比べ対米ドルでは6.7%、対ユーロでは6.3%の円安水準で推移しました。

なお、地域別の状況については、下表のとおりであります。

<ご参考>地域別売上高

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)		当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)		増減率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
国内	11,337	30.5	12,496	33.4	10.2
北米	12,032	32.4	10,652	28.4	△11.5
欧州 (EMEA)	6,245	16.8	6,278	16.7	0.5
アジア・オセアニア	5,955	16.1	6,545	17.5	9.9
その他 (含む中南米)	1,546	4.2	1,495	4.0	△3.3
海外計	25,779	69.5	24,972	66.6	△3.1
合計	37,117	100.0	37,468	100.0	0.9

〔品目別の状況〕

・陸上業務用無線通信機器

当連結会計年度における陸上業務用無線通信機器の売上高は、前年同期比で2.9%減の172億8千9百万円となりました。地政学的リスクの高まりに加え、従来型無線機からIP無線機への置き換えによる需要拡大、国内での各種入札案件の獲得などプラス要因はあったものの、米州での一時的な在庫過多による売上減により、減収となりました。

・アマチュア用無線通信機器

当連結会計年度におけるアマチュア用無線通信機器の売上高は、前年同期比で12.2%増の67億4千5百万円となりました。当社グループの様々な取り組みや当期にリリースした60周年記念関連製品等の新製品効果もあり、中南米を除く全地域で増収となりました。

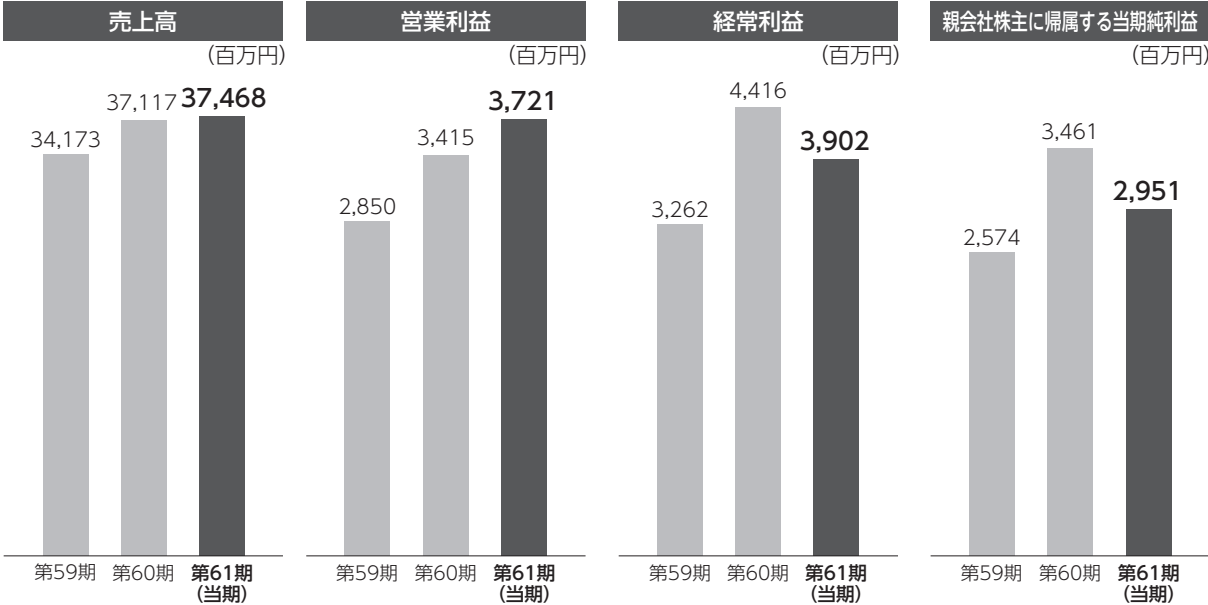
・海上用無線通信機器

当連結会計年度における海上用無線通信機器の売上高は、前年同期比で9.9%減の36億3千5百万円となりました。全地域でレジャー需要の停滞に連動した船舶需要の伸び悩みにより、無線機の出荷も低調になり、減収となりました。

・その他の品目

当連結会計年度における付属品その他の売上高は、前年同期比で5.9%増の97億9千8百万円となりました。国内の各種入札案件を獲得したことで、無線機本体と連動したオプション品の売上が堅調に推移し、増収となりました。

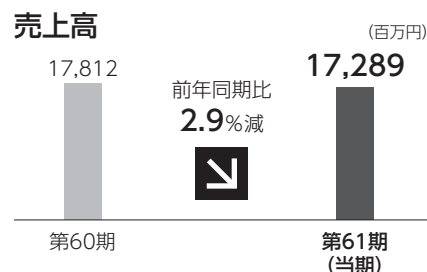
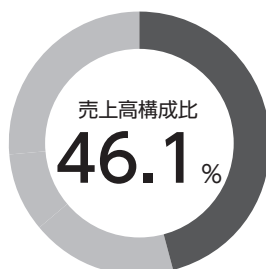
	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)
当連結会計年度 (2025年3月期)	37,468	3,721	3,902	2,951
前連結会計年度 (2024年3月期)	37,117	3,415	4,416	3,461
増減率	0.9%	9.0%	△11.6%	△14.7%



品目別の状況

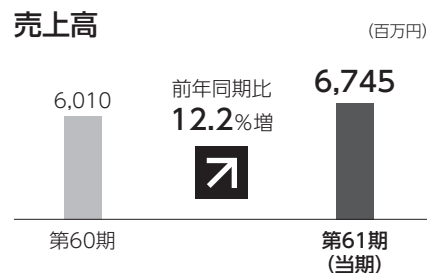
陸上業務用無線通信機器

従来型無線機からIP無線機への置換えによる需要拡大等プラス要因はあったものの、米州での一時的な在庫過多による売上減により、減収となりました。



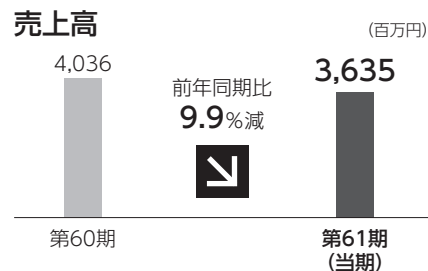
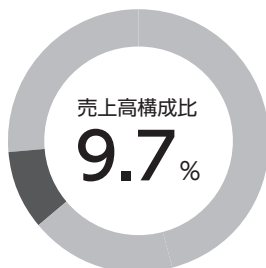
アマチュア用無線通信機器

当社グループの様々な取り組みや当期にリリースした60周年記念関連製品等の新製品効果もあり、中南米を除く全地域で増収となりました。



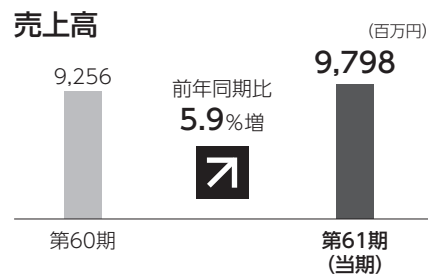
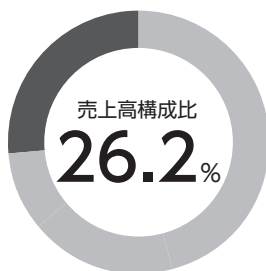
海上用無線通信機器

全地域でレジャー需要の停滞に連動した船舶需要の伸び悩みにより、無線機の出荷も低調になり、減収となりました。



その他の品目

海外での販売が低調に終わるも、国内でアクセスポイント等の新製品を投入したこと、各種入札案件獲得に伴うオプション品の販売増などで、増収となりました。



(品目別売上高)

品目	第61期（当期） （2025年3月期）	増減率 （%）	構成比 （%）
	金額（百万円）		
陸上業務用無線通信機器	17,289	△2.9	46.1
アマチュア用無線通信機器	6,745	12.2	18.0
海上用無線通信機器	3,635	△9.9	9.7
ネットワーク機器	954	33.3	2.6
その他（※1）	8,844	3.6	23.6
合計	37,468	0.9	100.0

（※1）上記「その他」の内訳

品目	金額（百万円）	増減率 （%）
航空用無線通信機器	2,000	△9.4
海洋航法機器	313	△24.6
無線付属機器等	6,530	10.4
合計	8,844	3.6

(2) 設備投資等の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は19億3百万円であり、その主なものは、新規社屋建設に向けた本社周辺の土地の取得、測定器類及び新製品の金型に対する投資であります。

- ② 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

半導体等の主要電子部品の供給難は解消されつつありますが、依然として一部のキーパーツの納期の長期化は継続しており、当社グループでは引き続き計画的な資材調達に努めるとともに、部材供給不足の影響を受けにくい新製品の開発や生産工程の自動化をすすめることにより、コストを抑制しつつ市場のニーズに対してタイムリーに、且つ安定した製品の市場投入に取り組んでまいります。

具体的な課題については、以下のとおりであります。

「中期経営計画2026」

■重点戦略

A.コアビジネスの強化

- ・高周波の新たな領域や新プラットフォームの展開
- ・衛星無線分野に「アイコムしかできない」製品展開
- ・異なるプロトコル間の通信ノウハウを他の無線カテゴリへの展開

B.新たなビジネスモデルへの挑戦

- ・回線収入及びストックビジネスの海外市場の拡大
- ・主要無線カテゴリーの技術を武器にビジネスのシナジー効果が得られる戦略的なパートナーシップを構築

C.100年企業を目指したサステナブル経営

- ・サステナブル経営を基にしたバリュー・プロポジションの更なる向上
- ・持続的な成長に向けた取り組み（E S G）
- ・ロボット生産やスマートファクトリー化によるモノづくりの改革と進化を継続

■連結業績目標

	売上高	営業利益	営業利益率
2026年3月期（計画）	400.00億円	40.00億円	10.0%
2025年3月期（実績）	374.68億円	37.21億円	9.9%
2024年3月期（実績）	371.17億円	34.15億円	9.2%

<取り組み状況>

①ストックビジネスの伸長

携帯電話回線や無線LANを利用したIP無線機及び衛星無線機において、従来のハードウェアの販売に加え、高利益率を維持するストック型ビジネスである回線料収入の伸長に取り組んでおります。当期の売上高は3,556百万円（前期比17.3%増）となりました。

今後は、海外における売上拡大をターゲットとして、新市場となるMC-PTT（警察や消防等の公安機関が使用するLTE無線網）への参入に加え、PTT通信アプリで優れたノウハウを持つボイト株式会社との協業により、スマートフォンを利用したアプリケーションとの連携を強化することで、更なる製品力強化に注力してまいります。

②ロボットラインによる生産の拡大

ロボットラインによる自動生産は、同一の品種を大量に生産することで生産性の向上を図ることが多く、当社のように小ロットで多くの品種を製造するラインへの導入は不向きと言われますが、当社は独自の生産技術によってロボットラインによる少量多品種生産を実現し、製造ラインの省人化に取り組んでいます。ロボットラインによる生産はコストダウンだけでなく、労働環境の改善や就労人口が減少するなかでの生産体制の維持・生産効率のアップ・生産品質の向上にも有効であり、当期は総生産台数847千台に対してロボットラインによる生産は272千台となりました。なお、総生産台数に占めるロボット生産の比率は、当社のKPI（重要業績評価指標）としており、3割以上を目指しております。

また、スマートファクトリー化の更なる取り組みとして、以下の対応を推進しています。

- A. 従来Wi-Fiを利用していたピッキング台車のサーバー接続を5G環境に置き換えることでの電波干渉による不感地帯の解消
- B. 出荷場に降雨センサーと監視カメラが取得した温湿度や気圧低下などの情報を5G環境でリアルタイムに伝送し、ゲリラ豪雨などの気象の変化を通知するアラーム機能を具備することでの出荷箱の退避作業の迅速化
- C. 可搬性のある映像とAI処理による作業分析システムの導入により、作業工具の最適化による作業時間の短縮、ミスの軽減

③「中期2026投資計画」における投資実績

		計画（3ヵ年合計）	累計実績 (2023/2024年度累計)
設備投資	設計環境／働く環境の再整備	35～40億円	22億円
研究開発	新規技術の取得	50億円	40億円
	新規ビジネス	10億円	9億円
人的資本	人材確保・育成等	5億円	2億円

■設備投資

大阪地区の社屋の老朽化と収容力不足に伴う設計環境及び働く環境の再整備に向けた新規社屋建設に向けたアクションとして、本社周辺の土地取得を持続的に進めております。

■研究開発

新規技術の取得・・・・アマチュア分野における周波数の有効活用を目的に24 GHz帯の要素技術検討

次世代無線機のプラットフォームとなるチップの開発
マイクロ波帯平面アンテナの要素技術の研究開発

新規ビジネス・・・・新規市場としてMC-PTT参入を目的としたソリューション開発のための協業・技術習得

無線通信システム事業を拡充し、国内外の市場での提案力を強化するために、関係会社の株式会社コムフォースを完全子会社化

■人的資本・・・・海外での技術対応のため、追加人員異動により、現地開発部隊を強化

社員の階層別トレーニング、次世代リーダーの育成、外部機関による研修を実施

社員のリスクリングを支援し、将来の新規ビジネス分野構築のため、「事業構想プロジェクト」を発足

(5) 財産及び損益の状況の推移

(企業集団の財産及び損益の状況の推移)

区 分	第58期 (2022年3月期)	第59期 (2023年3月期)	第60期 (2024年3月期)	第61期 (当期) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	28,277	34,173	37,117	37,468
経 常 利 益 (百万円)	1,574	3,262	4,416	3,902
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,093	2,574	3,461	2,951
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	76.22	179.39	241.19	205.63
総 資 産 (百万円)	63,369	67,163	73,159	73,888
純 資 産 (百万円)	57,736	60,450	65,745	67,359
自 己 資 本 比 率 (%)	91.1	90.0	89.9	91.2
1 株当たり純資産 (円)	4,022.67	4,211.85	4,580.77	4,693.31

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、自己株式数を除いて算出しております。

(当社の財産及び損益の状況の推移)

区 分	第58期 (2022年3月期)	第59期 (2023年3月期)	第60期 (2024年3月期)	第61期 (当期) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	23,072	28,728	32,802	30,550
経 常 利 益 (百万円)	806	2,527	4,229	3,061
当 期 純 利 益 (百万円)	529	2,012	3,251	2,376
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	36.86	140.25	226.54	165.60
総 資 産 (百万円)	50,922	53,341	57,372	57,140
純 資 産 (百万円)	47,034	48,463	51,994	52,776
自 己 資 本 比 率 (%)	92.4	90.9	90.6	92.4
1 株当たり純資産 (円)	3,277.03	3,376.62	3,622.72	3,677.18

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、自己株式数を除いて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
Icom America, Inc.	US\$ 10,000	100.0%	当社製品の販売
Icom (Europe) GmbH	EUR 43,971.10	100.0%	当社製品の販売
Icom (Australia) Pty., Ltd.	A\$ 208,750	100.0%	当社製品の販売
Icom Spain, S.L.	EUR 30,050	100.0% (0.2)	当社製品の販売
ICOM ASIA CO.,LTD.	VND 13,890,000,000	100.0%	当社への部材の供給
PURECOM CO.,LTD.	CNY 616,220	100.0%	当社への部材の供給
和歌山アイコム(株)	百万円 350	100.0%	当社製品の製造
アイコム情報機器(株)	百万円 99	100.0%	当社商品及び製品の販売
(株)マクロテクノス	百万円 15	100.0%	ソフトウェア受託開発及び技術支援
(株)コムフォース	百万円 20	100.0%	無線通信システムの構築、設置、そのサポート
Icom America License Holding LLC	US\$ 732,066.89	100.0% (100.0)	Icom America, Inc.使用の周波数ライセンスホルダー
ICOM CANADA HOLDINGS INC.	CA\$ 2,000,000	100.0% (100.0)	当社製品の販売
ICOM DO BRASIL RADIOCOMUNICACAO LTDA.	R\$ 1,000,000	100.0% (100.0)	当社製品の販売
ICOM CENTRAL AMERICA,S.DE R.L.DE C.V.	MXN 4,114,253.76	100.0% (100.0)	当社製品の販売

(注) 1.「当社の出資比率」の()内は間接所有の比率であります。
2.(株)コムフォースにつきましては、株式を追加取得し連結子会社化しております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは無線通信機器、ネットワーク機器の製造・販売を主な事業とし、これに附帯する事業を営んでおり、主な製品及び商品は次のようになります。

品 目	主 要 な 製 品 ・ 商 品
陸上業務用無線通信機器	業務用トランシーバー IP無線トランシーバー 衛星通信トランシーバー
アマチュア用無線通信機器	オールモードトランシーバー FMトランシーバー 広帯域受信機
海上用無線通信機器	国際VHFトランシーバー SSBトランシーバー サバイバルクラフト用GMDSSトランシーバー
ネットワーク機器	無線LAN機器
その他の	航空用トランシーバー、海洋航法機器、無線付属機器等

(8) 主要な拠点

国 内	海 外
■当 社 ＜事業所＞ 本社（大阪市平野区）、平野事業所（大阪市平野区）、加美事業所（大阪市平野区）、加美東事業所（大阪市平野区）、紀の川事業所（和歌山県紀の川市）、東京事業所（東京都中央区） ＜研究所＞ ならやま研究所（奈良市） ＜営業所＞ 北海道営業所（札幌市）、仙台営業所、東京営業所（東京都江東区）、名古屋営業所、大阪営業所、広島営業所、九州営業所（福岡市） ■子会社 ＜生産拠点＞ 和歌山アイコム株式会社（本社・有田工場：和歌山県有田郡、紀の川工場：和歌山県紀の川市） ＜営業拠点等＞ アイコム情報機器株式会社（大阪市浪速区） 株式会社マクロテクノス（大阪市西区） 株式会社コムフォース（東京都江東区）	■子会社 ＜営業拠点等＞ Icom America, Inc.（アメリカ） Icom (Europe) GmbH（ドイツ） Icom (Australia) Pty., Ltd.（オーストラリア） Icom Spain, S.L.（スペイン） ICOM ASIA CO.,LTD.（ベトナム） PURECOM CO.,LTD.（中国） Icom America License Holding LLC（アメリカ） ICOM CANADA HOLDINGS INC.（カナダ） ICOM DO BRASIL RADIOCOMUNICACAO LTDA.（ブラジル） ICOM CENTRAL AMERICA,S.DE R.L.DE C.V.（メキシコ）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,057名 (90名)	23名増 (14名増)

- (注) 1. 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員は ()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
627名 (76名)	17名増 (11名増)	42歳4ヶ月	17年2ヶ月

- (注) 1. 従業員数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員は ()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 34,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 14,352,327株
 (自己株式497,673株を除く)
 (3) 株 主 数 14,485名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
井 上 徳 造	2,049	14.28
ギガパレス株式会社	1,472	10.26
株式会社UH Partners 2	1,379	9.61
光通信株式会社	1,185	8.26
公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団	1,000	6.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	681	4.75
株式会社JVCケンウッド	445	3.10
アイコム従業員持株会	358	2.50
住友不動産株式会社	357	2.49
明治安田生命保険相互会社	326	2.27

- (注) 1. 当社は自己株式を497千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
井 上 徳 造	取締役会長（代表取締役）	公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団理事長
中 岡 洋 詞	取締役社長（代表取締役）	ICOM CANADA HOLDINGS INC. 代表取締役社長 Icom (Europe) GmbH 代表取締役社長 Icom Spain, S.L. 代表取締役社長
榎 本 芳 記	取締役（経理部長）	
吉 澤 晴 幸	取締役	
本 郷 昭 文	取締役	株式会社ＳＯＡソリューションズ代表取締役会長
村 上 洋 子	取締役	税理士・村上洋子税理士事務所代表者
瀬 戸 隆 幸	監査役（常勤）	
梅 本 弘	監査役	弁護士・弁護士法人栄光代表社員 関西テレビ放送株式会社社外監査役
杉 本 勝 徳	監査役	弁理士・杉本特許事務所代表者

- (注) 1. 2024年6月25日開催の第60期定時株主総会において、榎本芳記氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 2024年6月25日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって、小路山憲一氏は取締役に任期満了により退任いたしました。
3. 取締役吉澤晴幸氏、取締役本郷昭文氏及び取締役村上洋子氏は、社外取締役であり、監査役梅本弘氏及び監査役杉本勝徳氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）に規定される独立委員会の委員を務めております。取締役吉澤晴幸氏、取締役本郷昭文氏及び監査役梅本弘氏との間で、同委員の委任に関する委任契約を締結しており、当該委任契約においては、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失の一部を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、保険料は当社が全額を負担しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役会の決議により決定します。

(イ) 決定方針の内容の概要

取締役会において、次の決定方針を決議しております。

- i. 取締役の報酬は固定報酬とするが、当社の持続的な企業価値向上の動機付けとなるよう、会社業績及び取締役個々の役位・職責、経営課題への中長期的視点を含めた貢献度等を総合的に勘案のうえ、株主総会で決議された報酬限度枠の範囲内で報酬額を決定する。
- ii. 社外取締役の報酬については、経営からの「独立性」を担保するため会社業績や貢献度等を勘案しない所定の報酬額とする。
- iii. 報酬の客観性・透明性を高めるため、取締役の報酬額は代表取締役が指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会が決定する。

(ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

社外取締役が委員の過半数を占める指名報酬諮問委員会において、決定方針との整合性を含め報酬水準等の妥当性を審議しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月25日開催の第55期定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役分は年額24百万円以内）と決議しております（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。監査役の金銭報酬の額は、1990年6月29日開催の第26期定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	166 (11)	166 (11)	－ (－)	－ (－)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	17 (7)	17 (7)	－ (－)	－ (－)	3 (2)

(注) 取締役には、2024年6月25日開催の第60期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した1名を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役 吉澤晴幸

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割
に関して行った職務の概要

取締役会12回開催の全てに出席し、会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき適宜に助言を行う等、独立の立場から経営を適切に監督しております。

また、指名報酬諮問委員会の委員長及び当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）に規定される独立委員会の委員を務めております。

② 取締役 本郷昭文

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

株式会社SOAソリューションズと当社との間には仕入れ及び製品の販売等の取引関係がございますが、直近の連結会計年度の取引額は、当社が定める独立性基準（年間10百万円）以下であり、本郷昭文氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割
に関して行った職務の概要

取締役会12回開催の全てに出席し、会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき適宜に助言を行う等、独立の立場から経営を適切に監督しております。

また、指名報酬諮問委員会及び当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）に規定される独立委員会の委員を務めております。

③ 取締役 村上洋子

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

村上洋子税理士事務所と当社子会社は税務・会計に関する顧問契約を締結しておりますが、直近の連結会計年度の取引額は、当社が定める独立性基準（年間10百万円）以下であり、村上洋子氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割
に関して行った職務の概要

取締役会12回開催の全てに出席し、税理士としての豊富な経験と財務、会計及び税務に関する幅広い知見に基づき適宜に助言を行う等、独立の立場から経営を適切に監督しております。

また、指名報酬諮問委員会の委員を務めております。

④ 監査役 梅本 弘

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

弁護士法人栄光と当社は法律顧問契約を締結しておりますが、直近の連結会計年度の取引額は、当社が定める独立性基準（年間10百万円）以下であり、梅本弘氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

関西テレビ放送株式会社と当社との間には、取引関係はございません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会12回開催及び監査役会12回開催の全てに出席し、弁護士及び異業種企業の社外役員としての幅広い知見から助言を行うとともに独立の立場から監査を行っております。また、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）に規定される独立委員会の委員長を務めております。

⑤ 監査役 杉本勝徳

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

杉本特許事務所と、当社は知的財産権に関する顧問契約を締結しておりますが、直近の連結会計年度の取引額は、当社が定める独立性基準（年間10百万円）以下であり、杉本勝徳氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会12回開催及び監査役会12回開催の全てに出席し、弁理士及び所属団体の主要役員その他、様々な経験から得た幅広い知見から助言を行うとともに独立の立場から監査を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

36百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

36百万円

(注) 会社法に基づく監査業務の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査業務の報酬等の額を実質的に区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事項に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、当社監査役会は、会計監査人に当社の監査業務に重大な支障を来すおそれがある事項が生じた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為等（当社「当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）」で定義しています。以下同じ）であっても、当企業集団の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当企業集団の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当企業集団の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案において、大規模買付行為等により、当社の企業価値の源泉が中長期的にみて毀損されるおそれが存する場合など、当社の企業価値向上、又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、大規模買付者（当社「当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）」で定義しています。以下同じ）は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、「コミュニケーションで創る楽しい未来・愉快な技術」を経営理念とし、培ってきた無線通信技術とゼロからモノを産み出す創造力を活かし、お客様の要望や期待にお応えする製品とソリューションを提供することで、急速に発展していく情報社会に貢献するとともに安全で豊かな社会の実現に貢献しています。

当社の企業価値の源泉は創業以来、一貫してMade in Japanのモノづくりにこだわっており、ソフトウェア・ハードウェアを含めたほぼ全ての要素技術を自社で開発、製品設計から製造までを国内拠点で行うことにより、優れた製品を少量多品種で効率よく生産するノウハウを蓄積するなど無線通信機器メーカーとして高い技術力を維持しております。当社が生産する携帯電話回線を利用した一斉同報の無線機（IP無線機）は大手航空会社、大手鉄道会社等を中心に導入していただいております、インフラ運営に欠かせない機材となっております。

また、当社のMade in Japanの品質と信頼性、及び顧客の細かなニーズに対応できる技術力が、大手競合他社には参入が困難な日本の国家機関に対する装備品の納品を可能としております。さらに、災害対策用移動通信機器の備蓄・貸出事業を2006年から継続して我が国の行政機関より受託しており、代替が困難な社会インフラの役務を継続的に提供しております。

また、衛星無線通信機は大災害で携帯電話基地局に障害が発生した場合でも通信が可能である等の特色を有し、当社の無線通信機は、有事の通信手段として、日本国内のみならず、国際連合（UN）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、各国政府・日本国大使館等からの需要もあります。加えて、民間企業においては、事業継続計画（BCP）対策として当社の製品・サービスを活用いただいております。また、当社の健全な財務体質は、積極的な事業の展開を支えるとともに、インフラを担う企業として重要な条件である経営の安定性を裏付けるものとなっております。

当社は、企業価値の更なる維持・強化のために、基本的な施策として以下の事項に取り組んでおります。

(1) コアビジネスの強化

- ・無線機単体のビジネスからより高度なコミュニケーションシステムの開発・販売への拡大による、高周波の新たな領域や新プラットフォームの展開
- ・衛星無線通信分野への進出の成功を背景に、新たな「アイコムしかできない」製品展開
- ・異なる無線プロトコル間の通信ノウハウやハイブリッド製品の開発による主要無線分野のシェア拡大

(2) 新たなビジネスモデルへの挑戦

- ・回線料収入等のストックビジネスの今後の海外市場への展開による、更なる収益の拡大
- ・無線通信の要素技術を用いた異業種への参入及びビジネスのシナジー効果が得られる戦略的なパートナーシップの構築

(3) 100年企業を目指したサステナブル経営戦略

- ・サステナブル経営を基にしたバリュー・プロポジションの更なる向上
- ・持続的な成長に向けた取り組み（ESG）
- ・ロボット生産やスマートファクトリー化によるモノづくりの改革と進化の継続

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2020年6月24日開催の第56期定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）の導入及びその後の2023年6月27日開催の第59期定時株主総会において、本プランの継続につき、それぞれ株主の皆様のご承認をいただいております。

当社は、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社及び当企業集団の歴史を十分に踏まえていただいたうえで、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当該取締役会が、独立委員会（本プランで定義しています。以下同じ。）の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、本プランの導入を行っております。

(4) 上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由により本プランが基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することに資するものであって、当社会社役員の地位の維持を目的としたものではないと考えております。

- ・買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること。
- ・企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上を目的としていること。
- ・本プランの存続には、株主の意思が反映される仕組みとなっていること。
- ・独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示が徹底されるものであること。
- ・対抗措置の発動には合理的な客観的発動要件が設定されていること。
- ・デッドハンド型若しくはスローハンド型の買収防衛策ではないこと。

「当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）」の詳細につきましては、当社ウェブサイト（<https://www.icom.co.jp/>）の投資家情報をご参照ください。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	48,685	流動負債	4,515
現金及び預金	27,005	買掛金	1,224
受取手形	251	未払金	780
売掛金	5,441	未払法人税等	151
有価証券	99	賞与引当金	890
商品及び製品	7,617	製品保証引当金	146
仕掛品	93	その他	1,321
原材料及び貯蔵品	6,122	固定負債	2,012
その他	2,085	退職給付に係る負債	628
貸倒引当金	△32	繰延税金負債	721
固定資産	25,203	その他	662
有形固定資産	9,544	負債合計	6,528
建物及び構築物	2,623	純資産の部	
機械装置及び運搬具	380	株主資本	62,345
土地	5,516	資本金	7,081
建設仮勘定	88	資本剰余金	10,449
その他	936	利益剰余金	46,261
無形固定資産	108	自己株式	△1,446
投資その他の資産	15,550	その他の包括利益累計額	5,014
投資有価証券	8,447	その他有価証券評価差額金	1,618
退職給付に係る資産	2,351	為替換算調整勘定	2,164
繰延税金資産	347	退職給付に係る調整累計額	1,231
差入保証金	3,066	純資産合計	67,359
その他	1,342	負債及び純資産合計	73,888
貸倒引当金	△5		
資産合計	73,888		

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	37,468
売上原価	20,818
売上総利益	16,649
販売費及び一般管理費	12,927
営業利益	3,721
営業外収益	433
受取利息	277
受取配当金	110
投資有価証券売却益	9
その他	36
営業外費用	252
支払利息	0
為替差損	222
その他	29
経常利益	3,902
特別利益	21
負ののれん発生益	21
特別損失	10
段階取得に係る差損	10
税金等調整前当期純利益	3,913
法人税、住民税及び事業税	633
法人税等調整額	329
法人税等合計	962
当期純利益	2,951
親会社株主に帰属する当期純利益	2,951

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	35,875	流動負債	3,424
現金及び預金	17,722	買掛金	1,160
受取手形	251	未払金	1,021
売掛金	5,629	未払費用	236
有価証券	99	前受金	128
商品及び製品	4,168	預り金	39
仕掛品	52	前受収益	68
原材料及び貯蔵品	6,101	賞与引当金	665
前渡金	85	製品保証引当金	98
前払費用	153	その他	5
信託受益権	1,500	固定負債	940
その他	118	繰延税金負債	384
貸倒引当金	△7	長期未払金	455
固定資産	21,264	その他	100
有形固定資産	6,864	負債合計	4,364
建物	1,169	純資産の部	
構築物	20	株主資本	51,157
機械及び装置	184	資本金	7,081
車両運搬具	3	資本剰余金	10,449
工具、器具及び備品	476	資本準備金	10,449
土地	4,936	利益剰余金	35,073
建設仮勘定	29	利益準備金	293
その他	43	その他利益剰余金	34,780
無形固定資産	69	資産圧縮積立金	0
ソフトウェア	68	別途積立金	19,767
その他	0	繰越利益剰余金	15,013
投資その他の資産	14,331	自己株式	△1,446
投資有価証券	8,427	評価・換算差額等	1,618
関係会社株式	733	その他有価証券評価差額金	1,618
関係会社出資金	136	純資産合計	52,776
破産更生債権等	0	負債及び純資産合計	57,140
長期前払費用	142		
長期貸付金	484		
差入保証金	3,061		
その他	1,378		
貸倒引当金	△32		
資産合計	57,140		

損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上高	30,550
売上原価	19,035
売上総利益	11,515
販売費及び一般管理費	8,603
営業利益	2,911
営業外収益	467
受取利息	178
有価証券利息	25
受取配当金	110
投資有価証券売却益	9
受取賃貸料	129
その他	12
営業外費用	317
為替差損	222
賃貸費用	79
その他	14
経常利益	3,061
特別損失	4
投資有価証券評価損	4
税引前当期純利益	3,057
法人税、住民税及び事業税	431
法人税等調整額	249
法人税等合計	680
当期純利益	2,376

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

アイコム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀 川 紀 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 康 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイコム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

アイコム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀 川 紀 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 康 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイコム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務における執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査基本方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

アイコム株式会社 監査役会

常勤監査役 瀬 戸 隆 幸 ⑨

社外監査役 梅 本 弘 ⑨

社外監査役 杉 本 勝 徳 ⑨

株主総会会場ご案内図

会 場

大阪市平野区加美南一丁目1番32号

本社3階会議室 電話：06（6793）5301



交通機関

JR大和路線 加美駅 下車徒歩3分

JRおおさか東線 新加美駅 下車徒歩3分

※なお、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。
ご来場の株主様へのお土産の配布は、昨年引き続き、取りやめさせていただきます。